

第10回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月5日(金)午後1時25分から午後2時47分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員(23人)

2番	中村 滋	3番	箱田 裕史
4番	浦恩城 由子	5番	佐藤 勲
6番	寺崎 正親	7番	今井 隆
8番	須田 直子	9番	大野 俊彦
10番	信澤 健治	11番	中沢 幸子
13番	天田 晃	14番	戸塚 英子
15番	塚越 勤	16番	永井 保伸
17番	石川 大輔	18番	川野 健一
19番	福田 敬一	20番	西山 康雄
21番	反保 勉	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	24番	設楽 明志
25番	金井 政明		

4 欠席委員(2人) 1番 清水 静枝 12番 山田 孝夫

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	荒木 聡
係長	石井 孝磨
係長	渡邊 喬丈
主査	清水 賢太郎
主査	矢島 賢一
主査	岩井 道裕
主任主事	安藤 優太
主事補	八戸 萌花

6 職務のため出席した群馬支所産業課職員

主任主事

中 嶋 秀 仁

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第8 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第11 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆さん、おそろいですので、第10回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、お願いします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長にお願いしたいと思います。

会長、お願いします。

○会長 それでは、ただいまから第10回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は2名の委員さんが欠席とのことでございます。議席番号1番清水静枝委員、議席番号12番山田孝夫委員の2名の方が欠席との報告がございました。委員の出席状況は、全員25名のところ23名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わりました、次に、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

議事録署名委員を私のほうから指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号10番、信澤健治委員及び17番、石川大輔委員の両名を指名いたします。また、書記の任命には事務局の石井係長を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行させていただきます。

発言される場合、皆さん、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議案のほうへ入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては農地法第5条許可、契約の内容は売買でございまして、令和6年2月22日許可、高農委指令第1584号でございました。取消しの理由につきましては、単有名

義から共有名義での売買に変更となったためとのこととございます。なお、許可取消し後の5条許可申請、議案書17ページ、議案第5号ナンバー16が提出されております。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま許可取消願の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等お受けいたします。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和52年6月20日許可、群馬県指令西農第1924号でございました。変更の理由は、建築計画がなくなったためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約内容は賃貸借、転用目的は露天資材置場でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書23ページ、議案第5号ナンバー36が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局のほうから許可後の計画変更の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

質問等ございましたら、お願いいたします。

異議がなければ承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1については新規就農案件になっております。事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。詳細な営農計画については、群馬支所産業課から説明させていただきます。

○群馬支所産業課 それでは、事前にお配りさせていただいた新規就農者リストを御覧ください。リストのナンバー1、現在勤めている会社を退職後、営農を開始したいという申請になります。営農類型は露地野菜、ズッキーニ、ナス、ブロッコリー、キャベツ、チヂミホウレンソウでございます。育苗ハウスを建築するため、農地法第3条申請にて、西国分町に農地約10アールを借り、営農を開始する申請となります。また、西国分町、引間町の約40アールの農地を利用権にて設定予定となっておりますが、4月1日より設定済みとなっておりますので訂正させていただきます。申請人につきましては、令和5年9月25日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは川野健一農業委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、営農計画書の1ページ目を御覧ください。

まず、1の就農の動機です。現在、会社の農場管理に従事しているものの、自分で考えて野菜を栽培したいとの思いが強くなり、独立志向が高まりました。また、耕作放棄地や後継者のいない畑を使い、自分の地域の農業を守りたい、以上2つの動機に基づき就農を計画しました。

2の将来の農業経営の構想でございますが、生産面ではパートを雇用し、規模を拡大していき、販売面では農協出荷と直売所出荷を行っていきます。

3の職歴及び農業経験でございますが、職歴としましては2020年に現在勤務している会社に入社いたしまして農場担当として勤務しております。技術習得については2022年4月より1週間に1回の頻度で箕郷の先進農家の元で研修に取り組んでいます。

続きまして、資料2ページの営農計画書です。こちらが詳細な営農計画書になりまして、栽培作目は露地野菜ズッキーニ、ナス、ブロッコリー、キャベツ、チヂミホウレンソウとなっており、今回農地を紹介してくださった依田推進委員にも引き続き相談しながら徐々に規模拡大を図っていきます。従事者については申請者に加えて週末等父親にも手伝ってもらいつつ、4年目からはパートの従業員を120日程雇用する計画となっております。

続きまして3ページを御覧ください。白色で四角に囲んだ箇所が今回の借用地となります。そちらに育苗ハウスを建築する計画となります。

営農計画書等につきましては、簡単でございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」、1ページのとおり、農地法の第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていることと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 新規就農案件ということで担当のものから説明がありました。

続きまして、就農相談会に出席された川野健一委員から報告をお願いいたします。

○18番川野委員 議席番号18番、川野です。質疑応答について説明いたします。

質問1 新規就農に向けて技術就農の状況を聞かせてください。

回答 現在勤務している会社にて、キャベツ、ブロッコリー、ネギ、ホウレンソウ、白菜をメインに2反ほど圃場管理に取り組んでいます。さらに地域の先輩農家のところで令和6年3月まで約2年間研修を受け、独立後に困らないよう継続して学んでいきたいと思っています。

質問2 地域との繋がりはどうしていく予定ですか。

回答 担当地区の農地利用最適化推進委員やJA職員を通じて地域農業者と顔繋ぎをしていただいています。今後も知り合った方々とコミュニケーションを取りながら地域の担い手として取り組めるよう努力していきます。

質問3 農機具類は揃っていますか。

回答 非農家で新規就農ということもあり、今後融資等を活用して揃えていく予定です。ただし当面は先輩農家から農機具を借りる予定です。

質問4 就農後、困った時の相談先はありますか。

回答 皆さんとても親切で、研修先やJA職員を中心として先輩農家の方々へ相談は可能です。何か困った時には1人で抱えこまずに相談するよう心掛けたいと思います。

質問5 ブロッコリーとチヂミホウレンソウについて、時期的に重なっていますが、ある程度1人で対応できますか。

回答 体力には自信がありますので十分対応可能な範囲だと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ご苦労さまでした。

ただいま報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

先日の事前協議の時に指摘がありまして、60アールとして訂正して申請を出されたわけでありまして。60アールの内20アールはハウスでどのくらいのハウスを作るのですか。

○群馬支所産業課 育苗ハウス100平米です。

○会長 育苗ハウスだけ。そういうことだそうですね。お父さんが土日に手伝う。

○群馬支所産業課 そうですね。週末はなるべく手伝うと聞いております。

○会長 事前協議で出た意見としてナスだけで10アールとなると1人で栽培するのは大変だということで、他のものと時期的に被るようなものは1年目はないのでしょうか。1年目はズッキーニはやらないのでしょうか。

○群馬支所産業課 そうですね、ズッキーニは取り組まない予定です。

○会長 ズッキーニとナスが時期的に一緒になるかなと思うのだけれど。後は内容を見て皆さんからアドバイスでもありましたらお願いします。

それでは許可としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることといたします。

それでは、続きまして、3条、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、借り受けて耕作している申請地を裁判所の判決に基づき買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を譲り受け引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、農業後継者として申請地を譲り受け引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

12番 まず初めに、議案書の訂正をお願いします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日「令和9年4月23日」を「令和7年4月23日」に訂正をお願いいたします。こちら、先日の事前協議にて収量が許可要件に達していないことから、今回の更新につきましても、3年更新ではなく1年更新で、また、来年の営農状況を見て、今後の更新の判断をしたらどうかという意見をいただき

ましたので、それを受けて、申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。設定期間は、令和6年4月24日から令和7年4月23日までの1年間の申請でございます。また、関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書14ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。本案件は営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請の一括案件は11件でございます。なお、この11件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局のほうから3条申請、11件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さん、質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

親族関係の贈与は何件ありますか。

○事務局 議案ナンバー4、5、6、7こちらの4件につきましては親戚関係、親子関係となります。

次ページ10番も親戚関係となります。

○会長 以前は他人でも贈与があったが、今回は親族関係のようです。分かりました。それでは皆さんから質問があればお願いします。

異議がなければ許可としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続きまして議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する

太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こからは一時転用の申請でございます、転用期間は、令和6年5月22日から令和9年5月21日までの3年間の申請でございます。

2番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地と一体利用の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局のほうから4条の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等ございましたら、お願いいたします。

ナンバー1について、昨年は高温により収量は少なかったようですが、例年は収量8割近く確保出来ていたということです。このように8割近く確保出来る場合もあれば、到底及ばない例もありますが、土壌の関係とかあるんでしょうか。5条でも案件が出てきますがアドバイス等あればお願いします。ナンバー1、2について皆さんから質問いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当としてもよろしいかお伺いいたします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらについても、先ほど3条のところでご説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和9年4月23日」から「令和7年4月23日」に訂正をお願いいたします。

契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら、一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和6年4月24日から令和7年4月23日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請であ

る議案書10ページ、議案第3号ナンバー12が関連案件でございます。なお、先ほど3条許可申請についてご審議いただきましたが、3条の地上権設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございます。どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いたします。

本申請地は、平成29年に営農型発電用地として初めて許可を受けました。昨年度4回目の更新時期を迎えましたが、営農状況が芳しくないことから期間を3年間ではなく1年間での更新となった案件でございます。今回、1年間の一時転用期間が満了となるため更新の申請となりました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1、審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面左上の丸で囲まれた箇所が申請地でございます。高浜人權プラザから北西に約1キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面中央の斜線で示された箇所が申請地でございます。申請地周辺は宅地と雑種地、農地が混在する地域でございますが、今回の申請地につきましては青地の農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。図面中央が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南が畑、東側は公衆用道路、西側が山林にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。図面には太陽光パネルが4列に設置されておりますが、実際に設置したところ3列で予定枚数が設置出来たため、現地の状況は図面と少し異なっております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.81平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は48.9キロワットでございます。また、太陽光パネルとパネルの間に斜線の印が付いている箇所がフキを作付する箇所となっておりますが、印はございませんがパネルの下にも作付していると申請人より伺っております。

1枚おめくりいただきまして、こちらが太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高2.2メートルで、このタイプの太陽光パネルが2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書でございます。発電設備を設置している農地の概要ですが、発電装置の下部の農地の面積は947平米でございます。

1枚おめくりください。下部の農地で栽培する作物は引き続きフキを作付する計画でございます。続きまして、年間の営農計画でございます。1年目から3年目まで作付予定作物はフキでございます。圃場には既にフキが作付されておりますので、施肥や除草管理を行っていく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、フキは陰性植物であるため本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案してもパネル下での栽培に支障は無いと考えられます。

支柱につきましても、最低地上高が2.1メートル、最高地上高が3メートル、間隔も2メートルであることから作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。下部の作物の平均的な単収は、記載のとおりであり、群馬県の農業経営指標を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

また、今年度の収量につきましては、これまでと比較すると少しずつ増加しているとのことですが、提出されています実績報告では地域の平均的な単収の8割を越える収穫は実現出来ていない状況でございます。

1枚おめくりください。利用する農業機械ですが、記載のとおりでございまして、農作業経験につきましても、営農計画書上逆に数値が記載されていますが、農業経験につきましては7年、作付をしているフキにつきましては6年の経験がございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次に、調査報告です。今回は、第1班の調査となっておりますので、調査班長の石川大輔委員から報告をお願いいたします。

○17番石川委員

事前調査報告、第1班班長、石川大輔。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者1名の出席でした。

質問1 フキの品種を秋田フキに変えて生育状況に変化はありましたか。

回答 最初は水フキの栽培から始めましたが、成長が芳しくなかったため秋田フキに変更したところ、70センチメートル程度に成長しました。秋田フキの方が圃場に適していると感じています。

質問2 申請地は傾斜がきつい土地ですので、通常の雨でも土壌の流出の心配がありますが、どういった対策をしていますか。

回答 まず、パネル同士の隙間を空けて設置しています。また、圃場の下部にコンクリート板を設置して土留めを作りました。今年は、もみ殻や竹チップを入れました。

質問3 昨年と比較して雑草がかなり減っていて、また、土質もかなり改善されていましたが、客土を入れたのですか。

回答 客土は入れておらず、冬の間、こまめに除草作業をしたことと、もみ殻と堆肥を入れたことで土壌が柔らかくなったと感じています。今後は、発酵させた竹チップも混ぜていく予定です。

質問4 だいぶ改善されているので、フキの根がしっかり張れば十分な収穫が見込めるようになると思います。さらに堆肥を追加して良い土になるよう努めてください。また、植え付ける量が増えればその分収穫も増えるので、苗を追加することも検討してみてください。

回答 はい、ありがとうございます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質問等をお受けいたします。

先日の事前調査で写真が添付されていなかったとの指摘がありましたが、ある程度写真があれば色々分かるので、これからは写真の添付をすることとします。

ここは南斜面なので、陽当りは良いですが傾斜がきついので上の方にスプリンクラーですか、置いて水をかけたりしているようですが、どうしてもフキは水分がある所が適しているような気がするので、上の方は乾いちゃうのかとも思うのですが、肥料を入れたり対策をしているようです。北部の事前協議で、更新は1年で良いのではないかとの意見も出たんですが、ここできちんと決定したいと思います。

皆さんから質問、意見がありましたらお願いします。

無いようなので本人の努力に任せましょう。堆肥を入れたり試行錯誤しています。また、他の農地もあるようでビワを250鉢植えて栽培するんだと、今の土建業を従業員に任せて自分はこれから農業関係でビワを植えたりしてやっていこうなんて、そんな話もしていました。

それでは年数なんですが、先ほど事務局からも説明ありましたとおり、申請者にも1年で了承を得たとのことで、1年更新ということで様子を見て、良ければ更新期間を伸ばすということで、今回は1年でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは1年で許可相当とすることといたします。

それでは一括審議に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地と一体利用の申請でございまして。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

4番 契約内容は売買、実家住まいをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

8番 契約内容は売買、自宅敷地が狭いため申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

9番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

10番 契約の内容は売買、解体業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして。

11番 契約の内容は賃貸借、老朽化した事務所の建て替え工事に伴い駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年7月1日から令和8年4月30日までの1年10か月の申請でございまして。

12番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

15番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

16番 契約の内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地と雑種地と一体利用の申請でございまして。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました取消許可申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

22番 契約内容は売買、所有地に隣接する申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭

用地の申請でございまして、宅地と一体利用の申請でございまして。

23番 契約内容は売買、製造加工業を営んでいるが従業員増加に伴い休憩所が不足しているため申請地を買い受けて休憩所を建築したいという休憩所の申請でございまして。

24番 契約内容は使用貸借、独立して飲食店を開業するため申請地を父より借り受けて店舗を建築したいという店舗の申請でございまして。

25番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

27番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして。

28番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

32番 契約内容は賃貸借、近隣で工場建設工事を請け負っているが工員の増加に伴い駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございまして。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年4月22日から令和9年4月21日までの3年間の申請でございまして。

33番 契約内容は賃貸借、半導体製造販売業を営んでいるが新工場の工事に伴い資材置場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして。こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和6年4月23日から令和7年4月22日までの1年間の申請でございまして。

34番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

35番 契約内容は使用貸借、車庫及び庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという車庫及び庭用地の申請でございまして、宅地と一体利

用の申請でございます。

36番 契約内容は賃貸借、土木工事業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、一括案件は35件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま5条の説明がありました。ここで一度休憩します。

休 憩

再 開

○会長 これより再開します。先ほど5条の説明がありましたが、これより審議に入ります。皆さんから質問をお受けします。

この中でナンバー32、かなり広いんですけど、この近くの大きな工場建てるということで、工事関係者の方が随分大勢駐車場として借りるようですけど、2,000人位なので2,000台くらいですかね。朝の通勤と重なると交通渋滞、登校と重なると、事故でも無いようにしていただきたいんですけど。

この件も兼ねまして、他の議案でも皆さんから質問を受けます。

このナンバー32は耕作放棄地だったか、どうでしょうか

○事務局 もともとは綺麗な農地になってまして、航空写真を見ていただいても分かるとおおり、農地のまま残すような場所もありまして、そういった場所も耕作はされている場所になります。

○会長 この土地で法人とか認定農業者とか利用権だとか3条で貸しているとか、そういうことは無いですか。

○事務局 そういったところはありません。

○会長 なければね、はい。まず始めに、ナンバー32について許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよろしいか、まず皆さんに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし

○会長 分かりました。それ以外のものについても、よろしければ許可相当としますが、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし

○会長 はい、それでは許可相当といたします。

それでは、続きまして議案第6号に移ります。

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判

断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

2番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て、農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、吉井東地域ですので、新井元委員から報告をお願いいたします。

○23番新井委員 ナンバー1及びナンバー2についての現地を確認した結果をご報告いたします。

ナンバー1、ナンバー2共に2月26日に推進委員の白田弘子委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は共に数多くの雑草、雑木、主に竹ですね、生い茂っている状態でした。そのため農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告申し上げます。

以上です。

○会長 ご苦労さまでした。地域担当委員の新井元委員から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

ただいま新井委員から報告ありましたように竹林状態になっていると。竹林になる前にトラクターか何かで除却しておかないと、数年で竹林状態になってしまいますからね。竹林状態で非農地とすることはしょうがないと思いますが。

異議はないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

それでは、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで。

それでは、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は庭用地、用途指定区分は第1種中高層住居専用地域、ほか3件、合計4件の4

条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか25件、合計26件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか8件、合計9件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

始めに、ナンバー1につきましては令和6年2月の総会において許可相当としていただいた案件で、農業委員会ネットワーク機構にも意見聴取を行い、結果、異存なしと回答をいただいた案件です。また、ナンバー2につきましては令和5年11月の総会において許可相当としていただいた案件ですが、それぞれ開発許可の手続きの遅れにより、転用許可が令和6年2月27日、令和6年3月5日付で調整されましたことをご報告いたします。

ナンバー3以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が3件、5条が42件、合計45件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和6年3月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりましたので、次、その他ということになるのですが、事務局のほうから何かございましたらお願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、なさそうなので、以上をもちまして、第10回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時47分 閉会